

千葉県条例第59号

千葉県農業者健康増進施設設置管理条例の一部を改正する条例

千葉県農業者健康増進施設設置管理条例（昭和59年千葉県条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前

(使用の承認)

第3条 健康増進施設

を使用しようとする者

は、市長の承認を受けなければならない。

2 [略]

別表

多目的ホール使用料

(1) 専用使用

区分	午前9時～正午	正午～午後5時	午後5時～午後9時	午前9時～午後5時	正午～午後9時	午前9時～午後9時
農業者	300円	520円	860円	860円	1,200円	1,400円
農業者以外の者	640円	1,100円	1,740円	1,740円	2,500円	2,840円

備考 6月1日から9月30日までの期間における午後9時から午後10時までの使用については、**200円**（農業者以外の者は、**420円**）を加算した額とする。

(2) 一般使用

区分	2時間まで	超過1時間につき
農業者	<b>50円</b>	<b>25円</b>
農業者以外の者	<b>100円</b>	<b>50円</b>
中・高校生	<b>50円</b>	<b>25円</b>
[略]		

改正後

(使用の承認)

第3条 健康増進施設 **(多目的ホール及び多目的グラウンドに限る。次項、第7条第1項及び第10条において同じ。)**を使用しようとする者

は、市長の承認を受けなければならない。

2 [略]

別表

多目的ホール使用料

(1) 専用使用

区分	午前9時～正午	正午～午後5時	午後5時～午後9時	午前9時～午後5時	正午～午後9時	午前9時～午後9時
農業者	410円	710円	1,130円	1,130円	1,620円	1,840円
農業者以外の者	830円	1,430円	2,260円	2,260円	3,250円	3,690円

備考 6月1日から9月30日までの期間における午後9時から午後10時までの使用については、**270円**（農業者以外の者は、**540円**）を加算した額とする。

(2) 一般使用

区分	2時間まで	超過1時間につき
農業者	<b>60円</b>	<b>30円</b>
農業者以外の者	<b>130円</b>	<b>60円</b>
中・高校生	<b>60円</b>	<b>30円</b>
[略]		

## 附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。